

今月のテーマ

廃掃法は再委託を禁止していない

〈再度のお知らせ〉

1. はじめに

先月のPART II④の内容につき一部からお問い合わせがありました。誤解があるので説明したい。

内容は、法令で規定する再委託容認の条件としての「やむを得ない事情」とは何かです。

行政は通常の限定的なとらえ方をしております。すなわち車両とか施設の故障の発生などが止むを得ない事情であると。

産廃業界の多くは、そのまま周知され認識されている。東京都のQ&Aも同様です。

2. 規制改革にかかる新たな通知

「規制・制度改革にかかる追加方針（平成23年7月22日閣議決定）及び平成24年3月30日付け環産第120330002号産廃課長名通知により新たな方針が示された。すなわち、産業廃棄物を再委託する場合の再委託基準の適用対象が従来の基準より緩和され、拡大された。

具体的には、車両、施設の故障以外にも受入処理能力を超えた業務の委託を受けた場合に、排出事業者の承諾があれば再委託行為が容認されることとなった。

3. 具体的事例

ある産廃業者Aは排出事業者Bの産廃処理業務を受けていたが、排出事業者Bの事情で急に大量の産廃の処理を受注せざるを得なくなった。車両の故障もなく施設の不具合もなく全て順調なので、従来の再委託基準では再委託は不可であった。

今回の規制改革の通知により再委託基準の適用が可能となり、排出事業者Bの承諾のもとに産廃処理業者Aから別の許可ある処理業者Cへの再委託が認められる。

4. 実際に発生し、解決した再委託事件案

ある年の年度末に、多摩の産廃業者社長が我が事務所に相談に訪れた。当該会社はある市の下水道処理の管渠の清掃とその汚泥の運搬処理の年間契約をしている。

当時の東京都は車両の排ガスを厳しく規制していた。産廃処理の登録車両についても同様である。

実は、その会社では年度途中において所有する大型バキューム車が排ガス規制に該当し廃車となる。市役所の担当者に相談すると自社車両で対応できなければ再委託禁止で年度契約は解消となると通告された。数千万円の年間契約を辞退する羽目となり会社の命運がかかっており、社長は多摩環境事務所、新宿庁舎の産廃課、神田の産廃協会（現資源循環協会）にまで足を運び、窮状を訴えたが回答は「再委託は法令で禁止されている」との冷たい言葉であった。

産廃協会で紹介されて我が事務所を訪れた社長は顔色なく大変落ち込んでいた。

翌日、当該社長とともに契約対象の市役所を訪れて、排出事業者（市役所）承諾があれば排ガス規制で廃車する車両に代わる他社車両による再委託は法的に可能との説明をして一件落着となった。

目出度し、目出度しです。

実は、当該市役所の担当課の担当者から一番感謝されたことを報告します。

先月の草の根通信にて、城南島エコプラントの火事に伴う再委託事案の報告です。

ある業者から再委託の基準に基づく手続きはなされたのかとの質問が寄せられた。これには「環境整備公社の責任と、東京都環境局産廃課の指導により適切かつ適正な処理が行われた」との報告を聞いている。

